

# 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 10 月 6 日

株式会社ヤマノホールディングス

2022年10月6日

## 吸収合併に係る事後開示書類

東京都渋谷区代々木1-30-7  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役 山野 義友

当社と株式会社みうら（以下、「みうら」という。）との間で締結した合併契約書（以下「本合併」という。）に基づき、2022年10月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、みうらを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いましたので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定めに基づき、本書類を備え置きます。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年10月2日

#### 2. 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

##### (1) 差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2022年8月29日付の官報にて、本合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項

##### (1) 差止請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、差止請求について該当

事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2022年 8 月 29 日付の官報にて、本合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2022年 10 月 3 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2022 年 10 月 11 日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2022 年 8 月 25 日

株式会社ヤマノホールディングス

2022年8月25日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都渋谷区代々木1-30-7  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役 山野 義友

当社は、2022年8月19日付で株式会社みうら（以下、「みうら」という。）との間で締結した合併契約書（以下「本合併」という。）に基づき、2022年10月2日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、みうらを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。

本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

本合併の内容は、別紙1記載のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

#### 3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

みうらの最終事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に係る計算書類等は別紙2記載のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙3記載のとおりです。

5. 当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙3記載のとおりです。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 合併契約書（写）  
（次頁以降に添付）



## 合併契約書

株式会社ヤマノホールディングス（以下「甲」という）と甲の子会社である株式会社みうら（以下「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、次条以下の条件に従って合併（以下「本合併」という）する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社ヤマノホールディングス  
住所 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

#### (2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社みうら  
住所 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

### 第3条（本合併に係る割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による一切の対価の交付は行わないものとする。

### 第4条（資本金及び準備金の額）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

### 第5条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2022年10月2日（以下「効力発生日」という）とする。但し、効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第6条（会社財産等の引継）

- 乙は、2022年10月1日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とした最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 乙は、2022年10月1日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

### 第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務を運営し、かつ、一切の財産を管理すべきものとし、その業務または財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に協議の上、その合意のもとに行わなければならない。

### 第8条（経費負担）

合併統合において、発生する甲と乙の合併及び解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

### 第9条（従業員の待遇）

甲は、合併効力発生日に、同日現在乙に勤務する従業員を甲の従業員として、引き続き雇用する。但し、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

### 第10条（退任役員の取扱い）

乙の取締役であって、合併に際して、甲の取締役に就任しない者があるときは、その者に対する退任手続等に関する取扱いは、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

### 第11条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の天災地変その他の重大な事由により、その資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合又は生じるおそれがある場合、甲乙協議の上、甲乙の株主総会における承認を経ることなく、その取締役会決議により、本契約の解除、又は条件の変更を行うことができる。但し、乙と株式会社L・B・Gとの間で締結した事業譲渡契約の資産及び負債の変動は除く。

### 第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙が写しを保有する。

2022年8月19日

甲：東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役 山野 義友



乙：東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
株式会社みうら  
代表取締役 山野 義友





第 22 期計算書類

自 2021年 4 月 1 日

至 2022年 3 月 31 日

株式会社みうら

## 目次

### 計算書類

1.	貸借対照表	2 頁
2.	損益計算書	3 頁
3.	株主資本等変動計算書	4 頁
4.	個別注記表	5 頁

計 算 書 類

1. 貸借対照表

( 2022 年 3 月 31 日現在 )

単位：円

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,439,270</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,297,270</b>
現金及び預金	28,221,880	買掛金	708,759
売掛金	986,248	一年以内返済予定長期借入金	3,336,000
商品	1,142,322	未払金	648,018
未収法人税等	1,657	未払費用	2,365,603
前払費用	910,405	未払法人税等	128,300
未収入金	164,328	未払消費税等	3,110,100
立替金	12,430	預り金	490
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,789,610</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>26,937,941</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,493,808</b>	長期借入金	24,718,000
建物附属設備	2,818,389	資産除去債務	1,972,917
工具器具備品	675,419	繰延税金負債	247,024
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2</b>		
電話加入権	2	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,235,211</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,295,800</b>	( 純 資 産 の 部 )	
投資有価証券	334,200	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,951,682</b>
敷金・保証金	8,961,600	資本金	3,000,000
		利益剰余金	3,951,682
		その他利益剰余金	3,951,682
		繰越利益剰余金	3,951,682
		評価・換算差額等	41,987
		その他有価証券評価差額金	41,987
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,993,669</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>44,228,880</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>44,228,880</b>

## 2. 損益計算書

〔 自 2021 年 4 月 1 日 〕  
〔 至 2022 年 3 月 31 日 〕

単位：円

科 目	金	額
売 上 高		86,860,633
売 上 原 価		8,718,088
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>78,142,545</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		77,770,915
<b>営 業 利 益</b>		<b>371,630</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	439	
受 取 配 当 金	10,400	
そ の 他	18,772	29,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54,336	
そ の 他	832	55,168
<b>経 常 利 益</b>		<b>346,073</b>
特 別 利 益		
そ の 他 特 別 利 益	553,750	553,750
特 別 損 失		
そ の 他 特 別 損 失	1,049,177	1,049,177
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>△149,354</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	128,300	
法 人 税 等 調 整 額	△12,308	115,992
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>△265,346</b>

### 3. 株主資本等変動計算書

〔 自 2021 年 4 月 1 日 〕  
〔 至 2022 年 3 月 31 日 〕

単位：円

	株 主 資 本			評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		その他利益 剰余金			
		繰越利益剰余 金			
当期首残高	3,000,000	4,217,028	7,217,028	9,941	7,226,969
当期変動額					
当期純損失(△)	—	△265,346	△265,346	—	△265,346
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	32,046	32,046
当期変動額合計	—	△265,346	△265,346	32,046	△233,300
当期末残高	3,000,000	3,951,682	6,951,682	41,987	6,993,669

#### 4. 個別注記表

##### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

##### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …………… 最終仕入原価法

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（付属設備を除く）については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物 10～15年

工具器具備品 3～8年

##### 4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当社は、2022年8月19日開催の取締役会において、グループ内の組織再編及び連結子会社の商号変更を行うことを決議いたしました。同日付で株式会社みうらの営業部門を当社100%子会社である株式会社L.B.Gに、当社美容事業を株式会社L.B.Gに譲渡する事業譲渡契約書を、それぞれ締結いたしました。なお、当社グループ会社間における組織再編であることから、内容を一部省略して記載しています。

### 1. グループ内組織再編の概要

2022年10月1日付で、当社美容事業（以下、「YHC美容」という）及び100%子会社である株式会社みうら（以下、「みうら」という）の営業部門を、100%子会社である株式会社L.B.G（以下、「L社」という）へで事業譲渡し、美容事業3部門の営業を統合いたします。

また美容事業集約に伴い、株式会社L.B.Gは、10月1日付で商号を「株式会社ヤマノプラス」に変更いたします。

### 2. 組織再編及び連結子会社の商号変更の目的

当社グループは、「美道五原則 髪・顔・装い・精神美・健康美」を企業理念とし、中核事業として、美容事業・和装宝飾事業・DSM事業・教育事業を展開し、「ソフトと価値の提供」を各事業の共通テーマとして、商品以外のサービス機能拡充による差別化戦略を進めております。

その中で、当社グループの美容事業は、美容室サロンを展開するYHC美容及び2019年10月に子会社化したL社、並びに、2018年7月に子会社化したネイルサロンを展開するみうらの全3部門で構成されております。各々、ターゲットとする顧客層や価格帯が異なり、YHC美容はファミリー層・中高年層を中心とした低中価格帯、L社は20代～30代女性を中心とした中高価格帯、みうらは中高年層を中心とした中高価格帯で店舗展開を行い、営業戦略や人財採用・育成プランは3部門それぞれ別個に推進してまいりました。一方で、和装宝飾事業との連携による美容店舗での着付けサービスの拡充は部門を超えて拡充され、また、2022年1月にはYHC美容とみうらのコラボ店を出店、さらに、2022年7月にはYHC美容からL社への業態変更を実施するなど、部門を横断した施策も進められてきており、並行して3部門を跨るスタッフのタスク体制促進や管理業務集約が図られてきております。

今回の組織再編により、美容事業を統合することで、機動的かつ迅速な意志決定を行う体制を整備し、美容事業を取り巻く事業環境の変化への対応力を強化するとともに、各部門が持つ特色を互いに活かしつつ人財交流を活性化することにより、新たなサービス創出を促すことが可能になると考えております。また、美容事業の重要課題であるスタイリスト等のスタッフ確保についても、人財採用の一元化と育成プランのナレッジ・ノウハウ共有を進め、人財配置の最適化を図る体制整備を行うとともに、マーケティング力や販促企画力強化に取り組み、美容事業の収益力向上を図ってまいります。

### 3. みうら美容事業の事業譲渡財産（評価額は6月末日分）

(1)	小口現金	537,438円	
(2)	棚卸資産	977,234円	(消費税別 97,723円)
(3)	前払費用	1,184,246円	
(4)	固定資産	3,349,545円	(消費税別 270,869円)

(5)	資産除去債務	△1,977,323円	
(6)	繰延税金負債	△221,733円	
	合計	3,849,407円	(消費税別 368,592円)

#### 4. みうら美容事業の譲渡対価

- (1) 本件事業譲渡の対価（以下「本件事業譲渡対価」という。）は、3,849,407円（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「当初譲渡価格」という。）に、第2項に定める調整を加えた金額とする。
- (2) 甲及び乙は、本件事業譲渡後、以下定める方法により本件事業譲渡対価に係る調整を行うものとする。
- ① 甲は、本件事業譲渡日の属する月の翌月25日までに、譲渡財産に係る資産及び負債の本件事業譲渡日時点における帳簿価額（以下「本件帳簿価額」という。）を記載した明細（以下「明細原案」という。）を作成し、これを乙に提示する。
  - ② 甲と乙は、明細原案の内容に従って、当初譲渡価格に本件事業譲渡対価に係る調整を行い、譲渡対価を確定させる。

#### 5. 当社美容事業の事業譲渡財産。（評価額は6月末日分）

(1)	小口現金	5,559,060円	
(2)	棚卸資産	30,299,952円	(消費税別 3,029,995円)
(3)	前払費用	31,108,847円	
(4)	立替金	714,608円	
(5)	固定資産	31,426,754円	(消費税別 1,743,997円)
(6)	長期貸付金	28,106円	
(7)	長期前払費用	917,760円	
(8)	前受金	△9,154,773円	
(9)	資産除去債務	△76,023,964円	
(10)	長期預り保証金	△8,052,000円	
(11)	繰延税金負債	△4,839,001円	
	合計	1,985,346円	(消費税別 4,773,992円)

#### 6. 当社美容事業の譲渡対価

- (1) 本件事業譲渡の対価（以下「本件事業譲渡対価」という。）は、1,985,349円（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「当初譲渡価格」という。）に、第2項に定める調整を加えた金額とする。
- (2) 甲及び乙は、本件事業譲渡後、以下定める方法により本件事業譲渡対価に係る調整を行うものとする。
- ① 甲は、本件事業譲渡日の属する月の翌月25日までに、譲渡財産に係る資産及び負債の本件事業譲渡日時点における帳簿価額（以下「本件帳簿価額」という。）を記載した明細（以下「明細原案」という。）を作成し、これを乙に提示する。
  - ② 甲と乙は、明細原案の内容に従って、当初譲渡価格に本件事業譲渡対価に係る調整を行い、譲渡対価を確定させる。

以上